

切り捨てられる「国民の生存権」

参院選などが終わり、安倍政権は介護保険のサービ
 ス縮小に本腰を入れ始めた。介護保険だけではな
 い。年金、医療、生活保護、育児など、社会保障全
 面で「改悪」スケジュールがめぐる押しだ。憲法二
 五条一項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限
 度の生活を営む権利を有する」と規定する。福祉切
 り捨てはこの条文を空洞化する。解釈改憲が進んで
 いるのは九条だけではない。(安藤恭子、佐藤大)



安倍政権の下、特別養護老人ホームの入所基準も原則、
 要介護3以上になった。昨年11月、東京都葛飾区で

25条も「解釈改憲」

「金銭面からも、母の体
 調からも、在宅介護の現状
 は綱渡り。介護保険が使え
 なくなったら、私が仕事を
 辞めて介護するしか…」
 夫の母(80)を遠距離介護
 する介護福祉士の女性(60)
 「東京都西東京市」は、高
 齢者の生活を援助する介護
 サービス縮小の動きに、た
 め息をつく。

厚生労働省の審議会部
 会は、介護認定で軽度で当
 たる要介護1、2の人を対
 象とした生活援助の縮小の
 ほか、福祉用具のレンタ
 ル料や住宅改修費の援助に
 ついて、自己負担や縮小の
 検討を進めている。部会で
 年内の結論を得て、政府は
 二〇一七年に法改正、一八
 年春の実施を目指す方針
 だ。

要介護1、2の人は四月
 末現在で全認定者の37%
 約二百三十万人。冒頭の女
 性の義母もその一人だ。

女性の義母は熊本市で一
 人暮らし。認知症を患い、
 要介護1と認定。自分で買
 い物や洗濯はできず、女性
 が毎月通うほか、介護保険
 でホームヘルパーによる週
 二回の生活援助を受ける。
 体重は三十三キで横になる
 時間も長い。朝食用に買っ

てもらったパンと牛乳を温
 めて食べるのが習慣だ。
 自費で月約三万円払い、
 デイサービス施設で入浴介
 助を受ける。女性は熊本地
 震の後、義母を東京に移す
 ことも考えたが、混乱によ
 る症状悪化を恐れて見送っ
 た。「制度を変える先に、
 生身の人間がいることを想
 像してほしい」と訴える。

軽度者向けの生活援助の
 見直しは一五年に閣議決定
 された「骨太の方針」でも
 示されたが、与党は参院選
 の公約で触れなかった。

安倍政権の下で、介護サ
 ービス削減や負担増は進ん
 できた。要介護よりも症状
 が軽い要支援者の訪問・通
 所介護は一五年から保険対
 象から外され、特別養護老
 人ホームの入所者は要介護
 3以上に原則として限定さ
 れ、一定の所得がある人の
 利用者負担は一部から二割
 に引き上げられた。

要介護1、2の人には認
 知症も多い。「ヘルパーが
 自宅を訪れて体調を管理す
 る中で、重度化を抑える役
 割をしてきた。生活援助が
 縮小されれば、利用回数や
 時間が減少する分、目が届
 かなくなる」。東京都小平
 市のNPO法人「ACT小

国民の負担増は介護分野
 だけではない。

医療をめぐる厚労省
 が七月、医療分野の審議会
 部会で「高額療養費制度」
 の高齢者優遇措置の見直し
 と、七十五歳以上の窓口負
 担増の検討を始めた。

高額療養費制度は月々の
 自己負担額に上限を設け、
 それを超えた費用は医療保
 険から払い戻す仕組み。だ
 が、現役世代より上限額が
 低い七十歳以上の上限の引
 き上げを検討。七十五歳以
 上の窓口負担については、
 一割から二割に引き上げよ
 うとしている。

生活保護では改正生活保
 護法が三年末に成立して
 いる。生保の切り下げのほ
 か、生保の基準額に連動す
 る就学援助、保育料免除な
 どの対象も狭められた。

生活保護問題対策全国会
 議の小久保哲郎弁護士は
 「生活保護は社会保障費削
 減の最初の突破口。五月に
 再開した審議会部会で、生
 活保護費がさらに引き下げ
 られる方向への見直しが進
 んでいる」と懸念する。

所得の低いひとり親家庭
 などに支給する児童扶養手
 当については、五月に改正
 児童扶養手当法が成立、第



貧困や社会保障の問題改善を訴える
 人たちは今年6月、首相官邸前で

生活保護、老人医療切り下げ対象に

「公助」より「自助」優先

二子以降の子どもの加算額
 を最大で月一万円に倍増す
 ることなどが決まった。だ
 が、厚労省の試算では改正
 によるひとりの親世帯の相対
 的貧困率(54・6%、一二
 年時点)の改善効果はわず
 か0・9ポイントとまる。

ひとり親家庭を支援する
 NPO法人「しんぐるまざ
 らず・ふぉーらむ」の赤石
 千衣子理事長は「ありがた
 い改正だが、第一子の増額
 が認められないなど、根本
 的な問題解決には届いてい
 ない」と話す。

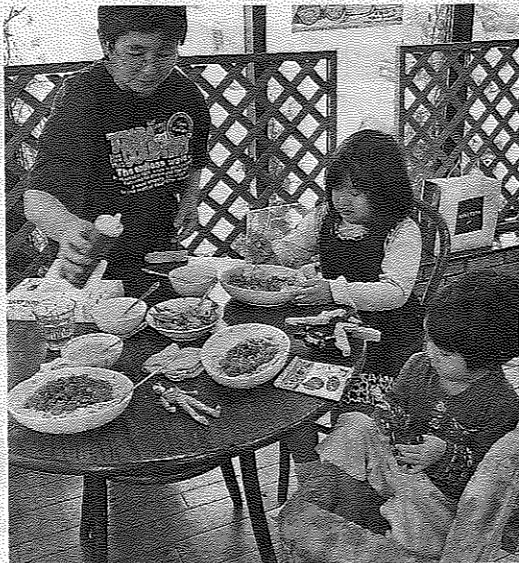
こうした社会保障の給付
 減と国民の負担増は、着々
 と進められてきた。「社会
 保障と税の一体改革」に関
 する自民、公明、民主(当
 時)の三党合意を受け、一
 二年に「社会保障制度改革

推進法」が成立。同法に基
 づき、社会保障制度見直し
 の大まかな工程をまとめた
 「プログラム法」が翌一二
 年に成立した。

同改革推進法は、基本的
 な考え方に「自助、共助及
 び公助が最も適切に組み合
 わされるよう留意しつつ、
 国民が自立した生活を営む
 ことができるよう、家族相
 互及び国民相互の助け合い
 の仕組みを通じてその実現
 を支援」と掲げた。

「自助」が先で「公助」
 が後に来る表現は、国の役
 割の後退を示唆。プログラ
 ム法も「住民相互の助け合
 いの重要性を認識し、自助
 ・自立のための環境整備等
 の推進」と記している。

その結果、住民の窓口と
 なる市町村も、例えば川崎



全国で広がる「子ども食堂」。
 困窮した子どもたちが集って
 いる。今年2月、沖縄県沖縄市で

「聖域ある財政難 理由にならず」

市の「地域包括ケアシステ
 ム推進ビジョン」は「時代
 や地域における「自助」
 『互助』の持つ意味にあわ
 せ、『共助』『公助』の範
 囲やあり方を再検討するこ
 とが重要」としている。

このような国や自治体の
 姿勢は前述の憲法二五条一
 項のみならず、「国は、す
 べての生活面において、
 社会福祉、社会保障及び公
 衆衛生の向上及び増進に努
 めなければならない」とし
 た同二項ともかけ離れてい
 るように見える。

金沢大の井上英夫名誉教
 授(社会保障法)は「国に
 は社会保障を履行する義務
 と責任があり、国民はそれ
 を受ける権利がある。ここ
 らが現在、自分のことは
 自分でやっ、ダメなら国
 が助けるという『社会支
 援』になってしまった。
 (安保関連法で) 憲法九条
 は完全に空洞化されたが、
 憲法二五条もすでに『改
 憲』されてしまったと認識
 すべきだ」と指摘する。

政府は常に財政難を社会
 保障削減の理由とするが、
 井上氏は「三つ反論した。
 『財政全体の配分につい
 ての議論抜きにどう言える
 のか。ハッ場タムにはい
 ら使つか。東京五輪には
 いくら投入するのか。聖域
 を設けた『財政難』など理
 由にならずに』

介護サービス縮小へ果たされぬ説明責任

介護では「混合介護」
 の議論が始まった。混合
 診療と同じで、介護の市
 場原理化である。ただで
 も複雑なサービスの選択
 をより複雑化する。認知
 機能が衰えた人たちにそ
 れを強制する。結局は業
 者の言いなりになるの
 はないか。平穏な老後な
 き「億総活躍」のラッ
 パが鳴っている。(牧)

2016.8.18

「スクラム」
 平らにふえいと」のホーム
 ヘルパー、黒沢桃枝さん
 (63)はそう警告する。

「車いすや電動ベッドな
 ど福祉用具は高価で、レン
 タルは必要。住宅に手すり
 がなければ、トイレに行け
 ない人もいる。この議論の
 ままでは、在宅で生活でき
 ない人が増えるだろう」

一方、政府は三月、高齢
 者への年金支給額の伸びを
 物価や賃金の上昇より低く
 抑えることを柱とした年金
 制度改革関連法案を国会に
 提出、審議中だ。黒沢さん
 は「高齢者の限られた年金
 から介護保険料を天引きし
 ておきながら、必要とされ
 るサービスは減らす。これ
 ほどの大改革にもかかわらず、
 国民への説明責任を果
 たしていない」と憤る。